



2025年5月22日

各 位

会 社 名 令和アカウンティング・ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 繁 野 径 子
(コード番号：296A 東証グロース)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 理 部 長 伊 藤 淳
TEL. 03-3231-1935

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年5月22日開催の取締役会において、2025年6月16日開催予定の当社第21期定時株主総会に、下記の通り定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、取締役への権限委任に関する規定の新設並びに取締役会決議による剰余金の配当に関する規定の新設等を行います。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年6月16日(月)
定款変更の効力発生日	2025年6月16日(月)

以上

【別紙】 定款変更の内容

現行定款	変更案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第 3 条（条文省略）	第 1 条～第 3 条（現行どおり）
（機関） 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	（機関） 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> （削除） 3. 会計監査人
第 5 条（条文省略）	第 5 条（現行どおり）
第 2 章 株式	第 2 章 株式
第 6 条（条文省略）	第 6 条（現行どおり）
（自己の株式の取得） 第 7 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	（削 除）
第 8 条（条文省略）	第 7 条（現行どおり）
第 9 条（条文省略）	第 8 条（現行どおり）
（株主名簿管理人） 第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議により定める。</u> 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。	（株主名簿管理人） 第 9 条（現行どおり） 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。</u> 3 （現行どおり）
（株式取扱規程） 第 11 条 当社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>による。	（株式取扱規程） 第 10 条 当社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程</u>による。
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 12 条（条文省略）	第 11 条（現行どおり）
第 13 条（条文省略）	第 12 条（現行どおり）
第 14 条（条文省略）	第 13 条（現行どおり）

現行定款	変更案
第15条（条文省略）	第14条（現行どおり）
第16条（条文省略）	第15条（現行どおり）
第17条（条文省略）	第16条（現行どおり）
第18条（条文省略）	第17条（現行どおり）
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
（取締役の員数） 第19条 当社の取締役は、7名以内とする。 （新 設）	（取締役の員数） 第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
（取締役の選任） 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 （新 設）	（取締役の選任方法） 第19条 取締役は、株主総会において選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u> 2 （現行どおり） 3 （現行どおり） <u>4 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u>

現行定款	変更案
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設) 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。 (新 設)	(取締役の任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 3 増員又は補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、他の在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。 4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第21条 (現行どおり) 2 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長、取締役社長各1名、並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (新 設)	(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 前2項に関わらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。
(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現行定款	変更案
(新 設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第25条 (条文省略)	第25条 (現行どおり)
(取締役会議事録) 第26条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。	(取締役会議事録) 第26条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。
第27条 (条文省略)	第27条 (現行どおり)
(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。 <u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u>
第29条 (条文省略)	第 29 条 (現行どおり)
<u>第 5 章 監査役及び監査役会</u>	(削 除)
<u>(監査役員の数)</u> 第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。	(削 除)
<u>(監査役を選任方法)</u> 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 <u>2 監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削 除)
<u>(監査役任期)</u> 第32条 監査役任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役任期は、退任した監査役任期の残存期間とする。</u>	(削 除)
<u>(常勤の監査役)</u> 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削 除)

現行定款	変更案
<u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削 除)
<u>(監査役会の決議の方法)</u> <u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削 除)
<u>(監査役会議事録)</u> <u>第36条 監査役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</u>	(削 除)
<u>(監査役会規程)</u> <u>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削 除)
<u>(監査役の報酬等)</u> <u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削 除)
<u>(監査役の責任免除)</u> <u>第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む）の責任を法令の範囲内において免除することができる。</u> <u>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(削 除)
(新 設)	第5章 監査等委員会
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u> <u>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会規程による。</u>

現行定款	変更案
(新 設)	<u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第32条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の決議の方法)</u> <u>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第34条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。</u>
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第40条 (条文省略)	第35条 (現行どおり)
第41条 (条文省略)	第36条 (現行どおり)
第6章 計算	第7章 計算
第42条 (条文省略)	第37条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第38条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
(剰余金の配当の基準日) 第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 (新 設) <u>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>	(剰余金の配当の基準日) 第39条 (現行どおり) <u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> <u>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
<u>(中間配当)</u> <u>第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u>	(削 除)
第45条 (条文省略)	第40条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(新 設)	<u>附則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第21回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の範囲内において免除することができる。</u>

以上